

日東システムテクノロジーズ サービス利用約款

サービス利用者（以下「甲」という。）は、株式会社日東システムテクノロジーズ（以下「乙」という。）が提供する「infoCloud」「WebMarketing」「infoCloud Digital Marketing+」「WEB 出願」「infoClipper クラウド版」「infoClipper ブラウザ版」「Web ポータルサービス」（以下「本サービス」という。）の利用を目的とする契約の内容やその申込方法などについて定める 日東システムテクノロジーズ サービス利用約款（以下「本約款」という。）を申込前に、必ず確認することとする。また、申込書は本約款に同意した上で署名・捺印をし、申し込むこととし、申込書に申込内容を記載した時点で、甲が本約款に同意したものとする。

第1章 日東システムテクノロジーズ サービス

第1条（約款の目的）

乙が運営する本サービスにおいて、甲が利用する本サービスの管理を行う上の規約を定めることを目的とする。また甲は甲自身の責任において本サービスを使用するものとする。

第2条（利用契約の成立・期間・更新・契約単位・納品）

1. 甲又は甲と乙の間に販売会社が仲介する場合、甲及び該当販売会社（以下「販売会社」という。）の利用申込書提出をもって、乙が申込みを受け付けた時点で契約（以下「本契約」という。）が成立することとする。
2. 基本機能の最低契約期間は、最初の請求日(振替日)より各サービスで定める期間とする。（第2章第3条（最低契約期間）及び第3章第2条（最低契約期間）第4章第2条（最低契約期間））また、期間前の解約は途中解約となる。（第1章第21条（途中解約））
3. 乙は甲又は販売会社より契約事項の変更などの要請がない場合、利用契約を毎月自動更新するものとする。
4. 本サービスを管理できる学校は、申込書記載の学校（以下「対象校」という。）のみとする。また、対象校である個人、法人又は団体及び当該対象校の従業員、社員又は対象校関係者が利用を許可した第三者も本サービスを利用できるものとする。
5. 納品とは、乙が甲に対してID及びパスワードを発行し、甲の定めた場所にて本サービスの一部でも利用が可能になった状況を指す。
6. 本サービス利用契約時に別段の書面による合意がある場合は、その合意を優先とする。
7. 販売会社が仲介する場合は販売会社にも本約款上で甲が負う義務と同等の義務を負うものとする。

第3条（利用料金）

1. 甲は申込書に記載の金額を乙に支払うこととする。
2. 乙は申込書に記載の月に初期費用の請求をすることとする。
3. 乙は申込書に記載の月より月額料金の請求若しくは口座振替を開始することとする。
申込書記載の請求開始月を当月分とし、指定口座より毎月27日（金融機関が非営業日の場合は翌営業日）に当月分を振り替えるものとする。請求書発行の場合は、毎月20日に発行するものとし、甲は請求書記載の金額を乙へ支払うものとする。
4. 甲は、基本的に前項のうち口座振替の方法で支払いを行うが、甲の要請に基づき銀行振り込みの方法の支払いも可能とする。但し、銀行振り込みの場合、利用料金とは別に毎月、事務手数料1,000円（税抜）を乙は甲に対し、請求することとする。年額払いの場合は毎年、事務手数料12,000円（税抜）を請求することとする。甲が料金の支払方法として口座振替を選択する場合は、甲の支払に対して、乙は領収書を発行しないこととする。

5. 乙は甲の何らかの事由により納品やサービス開始が遅れた場合であっても、申込書に記載の月より初期費用及び月額料金を請求するものとする。
6. 乙の何らかの事由により、納品やサービス開始が遅れた場合は、甲乙協議の上、請求月を決めるものとする。
7. 甲の要請に基づくサービス内容の変更や機能変更が発生した場合、乙は甲に料金変更の見積もりを提示し、甲乙協議の上決定するものとする。
8. 販売会社が仲介する場合、乙と販売会社との契約に準ずるものとする。

第4条（契約料金の変更）

公租公課の増額並びに経済事情の変動あるいは、対象となるハードウェア・ソフトウェアに変更また追加がなされた場合など、契約料金の変更が生じた場合には、乙は当該変更後の契約料金を甲に提示し、甲乙協議の上変更額を決定できることとする。消費税法改定などにより税率に変動があった場合、改正以降における消費税など相当額は契約書及び申込書の金額記載の変更を行わなくとも変動後の税率により計算し請求できるものとする。販売会社が仲介する場合、乙と販売会社が協議の上変更額を決定できることとする。

第5条（サポート）

1. 原則として国民の祝日及び乙の休業日を除く、乙の営業日の月曜日から金曜日の午前9時00分～午後5時00分（午前12時00分～午後1時00分を除く。）の時間帯で対応することとする。
2. サポート方法は、電話、メール、リモート、オンラインコミュニケーションツールなどにて行うものとする。
3. 甲の登録データに関し、乙は、データ復元、バージョンアップ、デバッグ、サポート業務などの本サービス遂行に必要な範囲に限定して甲の許可なく利用又は、閲覧できることとする。
4. 甲と乙の間に販売会社が仲介する場合であっても、サポートは、甲と乙とで直接対応することとする。
5. 契約外の事象については、甲乙又は、乙と販売会社が協議の上円満に解決するものとする。
6. サポートの内容については、各サービスを確認することとする。（第2章第4条（サポートの対応範囲）、第3章第4条（サポートの対応範囲）、第4章第6条（サポートの対応範囲））

第6条（本サービスの提供水準と保証）

1. 本サービスの提供時間は、1日24時間年中無休とし、月間のサービス稼働率が90%以上であることを保証する。但し以下の場合は除く。
 - (1) システムの点検メンテナンス。この場合、緊急時を除いてメール又は本サービス内の記載をもってその旨を連絡することとする。
 - (2) 本サービスを提供する為のシステムに障害が発生した場合
 - (3) 乙又は乙が利用する電気通信設備にやむを得ない障害が発生した場合
 - (4) 第三者の故意、過失による不具合に対策を講じる必要がある場合
 - (5) 第一種電気通信事業者が電気通信役務の提供を停止することにより本約款に基づくサービスの提供を行なうことが困難になった場合
 - (6) 本約款外に相当する利用を行ったことに起因する場合

※本サービスが停止している期間は、ホームページの資料請求申込みフォームなど本サービスに付随する全てのサービスが停止する。

2. 乙は前項（1）から（6）の事由に基づく本サービスの停止によって生じた甲及び第三者の損害につき一切の責任を負わないこととする。
3. 第1項に定める本サービスの提供条件を下回った場合は、甲が乙に申請を行うことにより下記の対応を受けることができることとする。

販売会社が仲介する場合は、販売会社に適用するものとする。

- (1) 月間稼働率が 80.0%以上～90.0%未満だった場合：月額利用料金の 10%を減額
- (2) 月間稼働率が 80.0%未満：月額利用料金の 30%を減額

第7条（ユーザーID、パスワードの管理）

1. 甲は本サービスを利用する為に乙が発行するユーザーID 及びパスワードを適正に管理する責任を負うこととする。甲が正当に権限を与えた利用者に利用させる以外にユーザーID 及びパスワードを第三者に提供することや貸与、譲渡、名義変更、売買などはできないこととする。
2. 定期的なパスワードの変更更新などを怠ることや、甲の従業員が退職した際の ID 及びパスワード変更など、ユーザーID 及びパスワード の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などにより甲、又は第三者に発生した損害について乙は責任を負わないこととする。

第8条（秘密保持義務）

甲及び乙は事前に相手方の書面による承諾を得ることなく本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上の秘密を他に漏洩してはならないものとする。また、この義務は本契約終了後も引き続き存続するものとする。但し、次の各号の一に該当する情報には適用されないものとする。

- (1) 知得した時、公知である又は知得後自己の責に帰することのできない事由により公知となった情報
- (2) 知得した時、既に自ら保有していた情報
- (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (4) 本契約以外で独自に開発した情報

第9条（個人情報の提供など）

乙は本サービスに伴って甲から提供された個人情報を、乙の定めた個人情報保護方針に従い、安全かつ適正に管理し、これに対する不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えいなどの問題に対して情報セキュリティ対策を実施しその予防に最大限努めるものとする。甲から提供される個人情報は、既に情報主体の同意を得ている範囲のものとする。また乙は、提供された個人情報を甲の許可無く第三者に提供又は開示することはできないこととする。

第10条（再委託）

乙は甲の情報を第三者機関へ再委託することはないものとする。万が一、再委託するとなる場合は、書面にて甲又は甲及び販売会社の許可を得ることとする。

第11条（利用状況データの収集）

乙は本サービス向上の為、学校状況の把握や使用方法改善を目的として、甲の利用状況や入力データを収集することがある。但し、利用状況やデータ収集の際に個人情報の収集を行うことはできないこととする。

第12条（データなどのバックアップ）

乙は乙が定めるルールに基づき定期的にバックアップを行うこととする。本サービスに保存されたデータなどが何らかの事由により滅失又は損傷した場合において、可能な範囲で復元に努めることとする。

第13条（著作権及び知的財産権などの権利）

本サービスに関して乙により創作されたドキュメント及びソフトウェアなどの著作物に関する権利（知的財産権、

肖像権等を含む)は、乙に帰属するものとする。甲又は甲から委託を受けた第三者が作成した写真及びイラスト等の著作物を本サービスで利用する場合、甲は著作物にかかる権利(知的財産権、肖像権等を含む)を有する第三者から、予め必要な許諾を得るとともに、当該利用に必要な権利処理を行うものとする。なお、当該著作物に関連して第三者からクレーム、請求等がなされた場合、甲の責任において対応をするものとし、乙は一切の責任を負わないものとする。

第14条 (ライセンスの範囲)

本サービスは使用許諾されるものであり、販売されるものではない。その他の権利は全て乙が有するものとする。甲は以下を行うことはできないこととする(権利なし)。

1. 本サービスを特定の方法でしか利用できないようにする技術的な制限を回避すること。
2. 本サービスをリバース エンジニアリング、逆コンパイル、若しくは逆アSEMBルすること、又はその他の方法で本サービスのソースコードの解明を試みること。但し、本サービスに含まれる場合がある一定のオープンソースコンポーネントの使用に適用される第三者のライセンス条項により必要となる場合を除く。
3. 本サービスの機能、ツールの一部の変更、他のシステムへの移植、翻案、又は翻訳をすること。
4. 法に反するような方法、またマルウェアを作成若しくは拡散するために本サービスを使用すること。
5. 本サービスを共有、公開、頒布、若しくはリースすること、本ソフトウェアを第三者が使用できるようにスタンドアロンサービスとして提供すること、また本サービス若しくは本契約を第三者に譲渡すること。但し、本サービスが明示的に公開を許可しているものはこの限りではないものとする。

第15条 (システム画面)

本約款において「システム画面」とは、本サービスのユーザインターフェース及びそのコンテンツを指す。

システム画面に関する全ての著作権は、乙に帰属するものとする。甲は乙の明示的な許可なく、システム画面の一部又は全てを使用、複製、変更、頒布、公表することを禁止することとする。

甲は以下の行為を含むシステム画面の無断利用を行わないこととする。

乙の明示的な許可なく、システム画面の一部又は全てを使用、複製、変更、頒布、公表すること。

1. システム画面をキャプチャし商業目的で使用すること。
2. システム画面をキャプチャし公表又はインターネット上に掲載すること。
3. システム画面をキャプチャし第三者に提供すること。
4. その他、乙が不適切と判断する行為。

第16条 (競合ソフトウェア)

甲はデベロッパーソフトウェア又はデベロッパーツールを使用して、(直接又は間接を問わず)本サービスと競合、類似するサービスの作成、トレーニング、及び改善することはできないこととする。

第17条 (競合ベンチマーキング)

甲が乙の直接の競合企業であり、競合ベンチマーキング、分析、又は情報収集を目的として本サービスやソフトウェアにアクセスする、又はサービスやソフトウェアを使用する場合、甲のサービスやソフトウェアに適用される条項に規定されている競合を目的とする使用、アクセス、及びベンチマークテストに関する制限を乙及び、関連会社に対して放棄するものとする。甲のサービスやソフトウェアに適用される条項の当該制限を放棄しない甲は、本サービスやソフトウェアにアクセスや使用を行わないこととする。

第18条 (機械学習と人工知能)

機械学習又は人工知能のトレーニング目的、設計又は技術開発のために本サービス、又はソフトウェアに関連付けられたタイトル、キャプション情報、キーワード、その他のいかなるデータも使用することはできないこととする。

第19条（免責事項）

1. 乙は火災、天変地異、外部要因に起因する情報漏えい及び、外部要因に起因する不可抗力が原因で本サービスが履行できない場合、その責任を負わないものとする。また、前記要因に起因して甲に生じた損害についても一切の責任を負わないものとする。
2. 乙は本サービスのシステムバグにより甲に生じた不具合などの責任を負わないものとする。なお、システムバグにより本サービスを利用できない場合は、第1章第6条（本サービスの提供水準と保証）に従い、サービス停止期間中を保証することとする。乙はシステムバグにより甲に不具合が生じた場合は速やかにシステムを改修・修繕することとする。
3. 乙が提供するサポートサービスにより甲に生じた不具合などの責任を負わないものとする。甲は乙が提供するサポートサービスの妥当性と正確性を都度確認しサービスを受けることとする。
4. ハードウェア及び本サービスの動作に直接関係しないソフトウェアの障害に起因して甲に生じた損害について乙は一切責任を負わないものとする。また、データの破損に対する復旧は、乙は行わないものとする。
5. 第三者によりなされたシステム環境変更に起因して甲に生じた損害については、乙は一切その責任を負わないものとする。上記以外の本サービスに起因して甲に生じた損害については、甲乙協議の上速やかに解決するものとする。また、乙に賠償責任があると判断された場合であっても、本サービスに対する契約料金の代金相当額（年間利用金額相当）を上限とする。この規定は、本契約の解除の有無を問わず適用されるものとする。

販売会社が仲介する場合は、販売会社に適用するものとする。

第20条（最低契約期間経過後の解約）

1. 本サービスを解約する場合は、甲は解約希望日の3ヶ月前迄に書面による申し出により解約できることとする。
2. 本サービスの解約時は甲の解約希望日に、乙は甲の本サービスに対するアクセス権を直ちに停止することとする。
3. 本サービスの利用期間中に甲が本サービス内に登録したデータは、甲がExcelなどにてエクスポートすることとする。但し、エクスポートができないデータの場合は、甲からの依頼により乙は都度見積もりを提示し、甲乙協議の上決定するものとする。
4. 本サービス解約後、乙は速やかに本サービスに登録されている甲の全てのデータを削除することとする。

第21条（途中解約）

1. 途中解約とは、最低契約期間内（解約希望日が最低契約期間内であることをいう。）での解約を指す。各サービスの最低契約期間以内に本サービスを途中で解約する場合は、解約希望日の3ヶ月前迄に書面による申し出により解約できるものとする。但し、次項に定める違約金の支払いが完了するまでは、途中解約は認められないものとする。
2. 最低契約期間内での途中解約の場合は、甲は乙に対し、違約金として最低契約期間における残存期間の契約料金の全てを支払わなければならないものとする。違約金については、解約希望日までに残存期間分の契約料金を一括で乙の口座へ振り込むこととする。なお、乙が受領した残存期間の契約料金と消費税額は乙の申し出による場合を除き返却しないものとする。販売会社が仲介する場合は、販売会社にも適用するものとする。

る。

第22条（キャンセル）

申込書を甲が乙に送付後、やむを得ない理由で注文キャンセルを行う場合は、甲は乙へ下記キャンセル料を支払うこととする。

販売会社が仲介する場合は、販売会社に適用するものとする。

1. 本サービス納品前のキャンセル料：納品時支払額と月額支払額（最低契約期間分）との合計の5割とする。
2. 本サービス納品後のキャンセル：第1章第21条（途中解約）を適用するものとする。

第23条（契約の解除）

甲及び乙は相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

- （1）本契約の履行が著しく困難と思われる財政状態に至ったと認められたとき。
- （2）本契約の履行を継続することができない重大な背信行為があると認められたとき。
- （3）営業の廃止又は解散の決議をしたとき。但し、何らかの形で業務引継ぎ対応可能な方法を責任もって行なう。
- （4）本契約に基づく債務を履行せず、相手方からの相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき。

第24条（本サービスの終了）

乙は乙の都合により本サービスを終了することができることとする。本サービスを終了するときは甲に対し、終了する日の3ヶ月前までに、電子メールなどにてその旨を通知することとする。本サービスの終了によって発生した損害について、甲乙協議の上円満に解決するものとする。乙に賠償責任があると判断された場合であっても、本サービスに対する契約料金の代金相当額（年間利用金額相当）を上限とすることとする。販売会社が仲介する場合は、販売会社に適用するものとする。

第25条（債務不履行責任）

甲又は乙は本契約に基づく債務を履行しない場合若しくは、第1章第23条（契約の解除）（1）号から（4）号までのいずれかにでも該当した場合により相手方に損害を与えた場合は、本サービスに対する契約料金の代金相当額（年間利用金額相当）を上限として、賠償責任を負うこととする。販売会社が仲介する場合は、販売会社に適用するものとする。

第26条（裁判所）

本約款に基づく紛争が発生した場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第27条（協議）

本約款に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上円満に解決するものとする。

第28条（本約款の改定・変更・通知）

1. 乙は以下の各号のいずれかに該当する場合、甲の承諾を得ることなく、本約款を変更できるものとする。
 - （1）変更内容がサービス名や表現の変更又は誤字、脱字の修正等であり、本約款の内容に実質的に影響しない場合
 - （2）変更内容が契約者の一般の利益に適合する場合

- (3) 変更内容が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
2. 乙は前項第(2)号及び前項第(3)号による変更の場合、本約款変更の効力発生の相当期間前までに、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を乙のウェブサイト等への掲載その他乙が適当と判断する方法により通知する。なお、前項第(1)号による変更の場合、変更後の本約款の内容を乙のウェブサイト等への掲載その他当社が適当と判断する方法により通知した時点で変更後の本約款の効力が発生するものとする。
3. 甲は本約款改定後、本サービスを利用した時点で改定後の本約款に異議なく同意したものとみなす。

第29条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとする。
- (1) 反社会的勢力に該当すること。
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (7) 自己又は第三者をして暴力的要求、脅迫的言動、法的責任を超えた不当な要求、風説の流布・偽計・威力等による他人の信用毀損・業務妨害を行うこと。
2. 甲又は乙は相手方が前項の表明・保証に違反して、前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本サービスの提供の停止、及び直ちに本サービスに関する全ての規約を解除することができるのと同時に、被った損害の賠償を請求することができるものとする。

第30条 (分離可能性)

本約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとする。

第2章 「infoCloud」「WebMarketing」「infoCloud Digital Marketing+」「WEB 出願」 について

第1条 (目的)

本章の各条項は、乙が運営する本サービス「infoCloud」「WebMarketing」「infoCloud Digital Marketing+」「WEB 出願」(「以下 infoCloud」という。)の機能に特化し、補足することを目的とする。「infoClipper クラウド版」に含まれる募集機能にも適用するものとする。

第2条 (除外)

「infoClipper クラウド版」に含まれる募集機能については、下記(1)から(6)を除外とする。「WEB 出願」

については、下記（２）から（６）を除外とする。

（１）第２章第３条（最低契約期間）

「infoClipper クラウド版」に含まれる募集機能は、第３章第２条（最低契約期間）を適用することとする。

（２）第２章第１０条（Cloud Premiere・無料会員制サービス）

（３）第２章第１１条（Cloud Premiere・無料会員制サービス 利用範囲）

（４）第２章第１２条（Cloud Premiere・無料会員制サービス データ収集と報告）

（５）第２章第１３条（Cloud Premiere・無料会員制サービス 収集データの使用用途と目的）

（６）第２章第１４条（Cloud Premiere・無料会員制サービス データ収集の拒否・脱退）

第３条（最低契約期間）

最低契約期間は最初の請求日(振替日)より６ヶ月間とする。

第４条（サポートの対応範囲）

１．サポート対応範囲は以下のものとする。

- （１）機能や使い方などの操作説明。
- （２）システムの設定作業などのアドバイスと代行業務。
- （３）甲の従業員への再操作レクチャー(訪問を要する場合は別途見積にて有償とする。)
- （４）利用方法などのご提案。
- （５）不具合などの調査。

２．サポート非対応の範囲は以下のものとする。

- （１）情報の入力作業や募集対象者へのアプローチなどの業務代行。
- （２）甲の操作ミスによって生じた問題の復帰作業。
- （３）猶予期間無く、甲により一方的に納期を定める案件対応。
- （４）学生からの問い合わせ対応。

３．乙は infoCloud のサポートサービスにできる限りの正確性をもって対応することとする。また、乙はサポートサービス提供毎に甲に最終確認を依頼するものとする。甲は infoCloud のサポートサービスを受ける際は、その妥当性と正確性を都度確認し甲の責任でサービスを受けるものとする。なお、infoCloud に起因して起きた障害や損害は本約款第１章第６条（本サービスの提供水準と保証）及び、本約款第１章第１９条（免責事項）の通りとする。

第５条（マニュアル）

乙は運用マニュアルを用意しないものとする。その代わりに、第１章第５条（サポート）及び第２章第４条（サポートの対応範囲）の範囲内にて、甲の要請に基づき乙はオンラインレクチャーを実施するものとする。

第６条（高校マスター更新）

乙は infoCloud で使用する高校マスターの新設校情報、統廃合校情報などを年に１回以上定期更新することとする。更新の対象は「独立行政法人大学入試センター」にて定められた高校コードが割り振られている高校に限る。また、高校マスターの情報を更新するべき理由が発生した場合は、最大限の努力をもって高校マスター情報を更新することとする。

第７条（infoCloud のバージョンアップと機能強化）

乙は infoCloud を定期的にバージョンアップし、セキュリティの強化やブラウザの対応、infoCloud の機能強化、利便性の向上などを実現することとする。但し、特定のご利用校特有の問題で、他のご利用校の利便性に大きく貢献しないと考えられる要望や、カスタマイズにてシステムの現状を変更する依頼などは一切対応しないこととする。

第8条（募集管理データの保存期間と返却方法）

1. 乙は infoCloud で甲が入力し保存する個人情報などを含むデータを5年間保持することとする。5年を超えて蓄積されたデータは甲が Excel などにてエクスポートすることとする。但し、エクスポートができないデータの場合は、甲からの依頼に対し、乙は甲に見積もりを提示し、甲乙協議の上決定するものとする。

また、5年を超えてデータを保持する場合は、乙は甲に料金変更の見積もりを提示し、甲乙協議の上決定するものとする。

販売会社が仲介する場合は、販売会社に適用するものとする。

2. 「WEB 出願」については、前項の定めにかかわらずデータ保持期間を対象年度のみとする。但し、エクスポートができないデータの場合は、甲からの依頼に対し、乙は甲に見積もりを提示し、甲乙協議の上決定するものとする。

第9条（データの著作権等）

甲が infoCloud に登録したデータについては、著作権その他の権利は甲に帰属する。また、乙が運営しているベスト進学ネットを契約している甲は、ベスト進学ネットから取り込んだ請求者の個人情報は、資料送付、お知らせメール配信、電話連絡などの甲の学生募集業務にのみ利用することとする。甲は情報提供者本人の同意がある場合を除き第三者に提供・開示はできないこととし、個人情報提供者のプライバシーを侵すことがないように注意することとする。

第10条（Cloud Premiere・無料会員制サービス）

Cloud Premiere とは、乙が甲へ提供する無料の会員制サービス（「以下 CP サービス」という。）のことを指す。本約款に同意し、申し込みを行った時点で CP サービスの会員（「以下会員」という。）となる。

第11条（Cloud Premiere・無料会員制サービス 利用範囲）

会員は無料で以下の CP サービスを利用できるものとする。

- (1) プレミアアクセサリ：広報活動に魅力的な機能が定期的にリリースされ、それらを無料で利用することが可能。
- (2) プレミア値：infoCloud のビッグデータを統計したデータの閲覧、比較が可能。自校のデータと比較し、募集状況の良否を判断することや進学者の動向の把握が可能。
- (3) プレミアアナリシス：乙が infoCloud のデータを元に分析・解析をしたレポートを年に1回提供するサービス。

第12条（Cloud Premiere・無料会員制サービス データ収集と報告）

乙及び乙の関連会社、並びに業務提携企業は、infoCloud 内の利用状況や入力データを個人が特定されない形式で収集できることとする。但し、利用状況やデータ収集の際に、個人情報の収集を行う事はできないこととする。収集データは、CP サービス利用校の合算数値で、統計データとしての調査になる為、甲単体の学生募集状況の調査ではない。また、乙は甲の個人情報を収集、外部提供はできないこととする。調査開始時に事前に調査の予

告や、甲への承諾は得ないものとする。報告書の提出をもって報告とする。調査した結果は、甲へ「プレミア値やプレミアアナリシス」として infoCloud 内や資料として報告することとする。

第13条 (Cloud Premiere・無料会員制サービス 収集データの使用用途と目的)

1. 乙は甲の使用機能の把握や利用状態を把握し、適切なアフターサポートを行う。
2. 乙は各校のシステムデータを収集合算し、学生募集全体の傾向統計調査を行い、乙のマーケティング及び商品・顧客サービスとして利用する。

第14条 (Cloud Premiere・無料会員制サービス データ収集の拒否・脱退)

甲が CP サービスにおいての自校データを収集、提供することを拒む場合は、CP サービスの脱退を申し出ることができるものとする。甲が脱退を申し出た場合、乙は即日、CP サービスの利用と CP サービスにおいてのデータの収集を停止することとする。但し、引き続き支障なく infoCloud は利用可能とする。

第15条 (データのアップロード)

甲及び乙は、個人情報の有無にかかわらず、infoCloud 上のアップロード機能で、必要に応じてファイルやデータを受け渡しすることとする。

第16条 (入力代行サービスの締結と実施)

1. 乙は甲からの委託業務として甲の資料請求者等接触者（以下「接触者」という）のデータ入力や取り込みを行う。詳細については別途甲乙協議の上定めるものとする。
2. 代行作業完了の通知及び検査については以下の通りとする。
 - (1) 乙は代行作業が完了した場合には、その旨を電子メールで甲に通知することとする。
 - (2) 甲は乙が前号の通知を送付した日から2週間以内にその内容の検査を行い、乙に対して検査結果を通知することとする。
 - (3) 前号に定める期間内に甲より通知がない場合には、当該期間の満了日をもって検査に合格したものとする。
 - (4) 前号に定める期間内に甲より作業の不備の通知があった場合、乙は代行作業の不備の修正を行うものとする。
3. 甲は乙の代行作業の実施を妨げる原因の調査、乙の代行作業実施に協力をするものとします。正当な理由なく甲の協力が得られなかったことにより甲又は第三者に損害が生じた場合であっても、乙は一切責任を負わないこととする。

第3章 「infoClipper クラウド版」「infoClipper ブラウザ版」 について

第1条 (目的)

本章の各条項は、乙が運営する本サービスであるデータベースクラウド方式の「infoClipper クラウド版」及び Web システムの「infoClipper ブラウザ版」（以下「infoClipper」という。）の機能に特化し、補足することを目的とする。

第2条 (最低契約期間)

最低契約期間は最初の請求日(振替日)より24ヶ月間とする。

第3条（契約内容の変更）

オプション機能については契約期間内において、変更希望月の3ヶ月前迄に甲からの書面による申し出により変更可能とする。但し、契約内容の変更は1年度内で2回までとする。また、甲が過去に利用のオプションを再契約する場合は、初期費用が再度発生し、過去のデータは破棄されている為、データがない状態での提供となる。年度の起算日は、4月1日とする。

第4条（サポートの対応範囲）

1. サポート対応範囲は以下の通りとする。

- (1) 機能や使い方などの操作説明
- (2) システムの設定作業などのアドバイス
- (3) 甲の従業員への再操作レクチャー(交通宿泊費は別途見積にて有償とする。)
- (4) 利用方法などのご提案
- (5) 不具合などの調査

2. サポート非対応範囲は以下の通りとする。

- (1) 情報の入力作業などの業務代行
- (2) システム以外のお問合せ（ハードやネットワークなど）
- (3) 猶予期間無く、甲により一方的に納期を定める案件対応

3. 乙は infoClipper のサポートサービスにできる限りの正確性をもって対応することとする。また、乙はサポートサービス提供毎に甲に最終確認を依頼するものとする。甲は infoClipper のサポートサービスを受ける際は、その妥当性と正確性を都度確認し甲の責任でサービスを受けるものとする。なお、infoClipper に起因して起きた障害や損害は本約款第1章第6条（本サービスの提供水準と保証）及び、本約款第1章第19条（免責事項）の通りとする。

第5条（データ保存容量）

各項に定めるデータ保存量上限を超えた場合、乙は甲に超過報告をすることとする。超過報告後から3ヶ月間継続して上限を超える場合は、乙は甲に料金変更の見積もりを提示し、甲乙協議の上決定するものとする。販売会社が仲介する場合は、販売会社に適用するものとする。

1. 甲の infoClipper クラウド版におけるデータ保存量の上限は250GBとする。

2. 甲の infoClipper ブラウザ版におけるデータ保存量の上限は250GBとする。

但し、次項に定める機能については本項上限に含まないものとする。

3. infoClipper ブラウザ版データ容量において、前項に含まない機能

info ボックス機能（オプション機能）及びファイルボックス機能（就職先を登録する機能内）、帳票レイアウト、顔写真（受験生カルテ、学生カルテ、卒業生カルテ内）、学校印（規程を登録する機能内）、また Web ポータルサービス機能における顔写真及び提出物機能とする。

また、本項記載機能合計データ保存量の上限は30TBとする。

第6条（データの著作権等）

甲が infoClipper に登録したデータについては、著作権その他の権利は甲に帰属する。甲は情報提供者本人の同意がある場合を除き第三者に提供・開示はできないこととし、個人情報提供者のプライバシーを侵すことがないよう注意することとする。

第4章 「Web ポータルサービス」 について

第1条（目的）

本章の各条項は、乙が運営する本サービス「Web ポータルサービス」（「以下ポータル」という。）の機能に特化し、補足することを目的とする。

第2条（最低契約期間）

最低契約期間は最初の請求日(振替日)より24ヶ月間とする。

第3条（基本契約）

申込書に、基本契約（基本料金）の記載がある場合は、基本契約（基本料金）と各種オプション機能によって構成されることとし、甲による基本契約（基本料金）の契約は必須とする。

第4条（利用人数）

学生の利用人数によって、金額が変動する機能については、甲が契約時に申請した甲の収容定員に変更があった場合、速やかに甲は乙に対し、書面による収容定員変更を申し出ることとし、新料金形態については、乙は甲に料金変更の見積もりを提示し、甲乙協議の上決定するものとする。販売会社が仲介する場合は、販売会社に適用するものとする。

第5条（契約内容の変更）

オプション機能については契約期間内において、変更希望月の3ヶ月前迄に甲からの書面による申し出により変更可能とする。但し、契約内容の変更は1年度内で2回までとする。また、甲が過去に利用のオプションを再契約する場合は、初期費用が再度発生し、過去のデータは破棄されている為、データがない状態での提供となる。年度の起算日は、4月1日とする。

第6条（サポートの対応範囲）

第3章第4条（サポートの対応範囲）に準ずるものとする。但し、甲の学生及び保護者からの問合せには、対応しないものとする。

第7条（データ保存容量）

各項に定めるデータ保存量上限を超えた場合、乙は甲に超過報告をすることとする。超過報告後から3ヶ月間継続して上限を超える場合は、乙は甲に料金変更の見積もりを提示し、甲乙協議の上決定するものとする。販売会社が仲介する場合は、販売会社に適用するものとする。

1. 甲のポータルにおけるデータ保存量の上限は250GBとする。
但し、次項に定める機能については本項上限に含まないものとする。
2. 第3章第5条（infoClipper データ保存容量）第3項に準ずるものとする。

第8条（データの著作権等）

甲がポータルに登録したデータについては、著作権その他の権利は甲に帰属する。甲は情報提供者本人の同意がある場合を除き第三者に提供・開示はできないこととし、個人情報提供者のプライバシーを侵すことがないように注意することとする。

2021年2月15日 制定

付則

2021年10月15日 改訂

2022年6月1日 改訂

2022年11月10日 改訂

2022年12月22日 改訂

2023年3月17日 第2章第16条追記

2023年11月6日 改訂

2024年7月5日 改訂

「infoClipper ブラウザ版」リリースに伴い、「infoClipper クラウドサービス」を「infoClipper クラウド版」へ名称変更
あわせて、改定前第4章第8条（課題提出機能）は、第3章第5条（データ保存容量）3へ統合

2024年8月20日 改定

システムの弊社著作権及び知的財産権などの権利保護のため、第1章第13条の変更と第14条、15条、16条、17条
18条を追加しました

2025年7月1日 改定